

手塚たかひろ

平和・自治・市民

議会報告

No. 33 2017年7月15日

連絡先 枚方市大垣内町2丁目8番27号
シンエービル別館2階

Tel・Fax 072-846-8780

自宅 枚方市宮之下町 13-12

携帯 080-1509-0706

ブログ <http://ameblo.jp/shiminnokai-tezuka-t/>

HP <http://www.tezukatakahiro.info/>

議会改革の要望書提出

現在、会派は3名以上で構成し、会派に属さない議員は予算・決算委員になれないなどの制限があります。また、本会議の前に開かれる委員協議会は行政と議員の意見交換協議の場、議事録があると自由な発言の保障ができないなどの理由で、議事録を作っていません。そのため、何が議論されたかを確認できません。5月17日 千葉議員と連名で議長に議会改革の要望書を提出しました。主な要望の要旨は以下の通りです。

- * 会派に所属していない議員も予算、決算特別委員会のどちらかへの参加を保障すること（現在はどちらも参加できない）
- * 議会改革調査特別委員会では、会派のあり方も対象とし、すべての議員の参加で議会改革を議論する場を保障すること
- * 一般質問の順番も、会派に所属しない議員も含めて公平に決定すること（無会派議員の発言順は、現状は毎回すべての会派所属議員の質問が終わってから）
- * 市議会報の新年あいさつは、割り当てスペースの範囲で会派に属さない議員もあいさつ文を掲載すること
- * 総務、文教、厚生、建設環境委員協議会の議事録を作成すること（現在は策定されていない）



枚方市立生涯学市民センター条例 枚方市立図書館条例の一部改正等に反対しました

条例改正案は、生涯学習市民センターと図書館の複合6館への指定管理者制度導入を、来年4月から行おうとするもの。現在、牧野・さだ 2館に指定管理者制度（管理運営はすべて民間、市職員は一人もいない）が導入されています。市は、昨年5月、10月に行った利用者アンケート調査で、2施設の総合窓口は概ね好評と公表しました。しかし、議会の議論で、牧野・さだ以外の4館への総合窓口設置は困難、財政の効率化も2館で2年間約324万円とほとんど効果がないことも明らかになりました。

6月26日の本会議で、社会教育施設は市の直営で市職員が責任をもって運営すべきと反対討論を行いました。骨子は以下の通り。

* 生涯学習市民センターに市職員が一人も居なくなり市民との協働のまちづくりができなくなる。

* 他の4館には総合窓口設置は出来ない、先行する2館のアンケート結果は残り4館への導入の根拠にはならない。（制度導入の根拠が亡くなる）

* TRCが契約した指定管理の図書館では「当初の1、2年は貸し出し冊数の増加がみられるが、5年後には貸しだし数は落ち込む」との資料もある。長期的な検証が必要。1年では短すぎる。

* 入札のため業者が数年で変わるかもしれない。コロコロ変われば、地域に根差した図書館づくりが困難。

* 市の図書館に必要な人材育成ができない。

また、「図書館への指定管理者制度導入については慎重審議を求める請願」は紹介議員になり賛成しました。条例案は賛成多数で可決。請願は賛成9（手塚 共産、民進市民） 少数否決されました。

6月22日 一般質問を行いました

1 枚方の平和人権教育について

Q * 教育勅語は批判的な資料以外に教材として扱うべきでない、見解は。 * 城北朝鮮学校への年30万円の補助金を今年度からカットした理由は。	A * 学習指導は、学習指導要領に則って実施。 * 文科省の通知「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について」 社会情勢、近隣市の近況を踏まえて廃止した。
意見・要望：教育勅語は戦前の軍国主義教育の基礎、戦後、憲法原理に反すると衆議院で失効させられた。道徳教育などで教材として扱わないこと。 枚方市に在住するすべての子どもたちの教育環境を整えることは市の責任。子どもたちのため補助金を復活してほしい。文科省の通知は補助金を廃止せよとはっていない。	

2 香里ヶ丘地域の活性化と香里ヶ丘図書館の建て替えについて

Q * 香里ヶ丘図書館の設計事業者の評価基準として大きなウエートがある「地域の在り方」「地域課題の解決」とは。 * 図書館と香里ヶ丘中央公園との一体整備なら、当初の説明とは違うようだ。もっと市民の意見を聞くべきだが考えは。 * 東香里、釈尊寺、茄子作分室の見直しは、近くに本を読める場所が欲しいとの子どもや親の願いに反するが見解は。	A * 地域の在り方として公園と図書館の一体整備の考え方や地域課題の解決として図書館建て替え基本計画策定の経過を踏まえた理解を設計業者に求める。 * 適切な時期に説明会を設ける * 図書館サービスの環境変化が著しい中、分室の見直しが必要。地域の方々と協議する。
意見：市民は図書館建て替えと考えていた。中央公園と一体整備を考える以上、それを踏まえた市民への丁寧な説明と意見聴取が必要。早期に市民との懇談・意見交換の場を設けること。子どもにとっての本のある身近な居場所には、相談にのれる図書館司書の常駐は不可欠。司書を引き上げないこと。	

3 図書の貸し出しについて

Q * 漫画本や専門書などは本市の図書館の収集対象になっていないのは何故か。	A * 漫画の購入は市民の間にもいろんな意見がある。医療従事者向けと確認できるような専門書は非提供の場合もある。
意見：市民のリクエストがあれば、本市の収集方針に合わない本でも、他市、特に府下の図書館にあれば取り寄せて提供すべき。	

4 子どもの貧困対策について

Q * 子どもの生活に関する実態調査が本市でまとめられた。様々な施策を行っているが、市全体の横断的なプロジェクトチームの設置が必要だと思うが見解は。	A * 「子どもの課題対策検討委員会を作り現状把握、対策の検討を行っている。
意見：子どもの貧困は大きな問題。早期の対策と実行が必要。貧困対策計画策定も必要、策定の検討を。	



議員報酬の半分を法務局に供託しています
政務活動費は受け取っていません